

杉並区議会基本条例 第19条～23条（案文）

（一般質問）

第19条 議員は、各定例会の本会議において、区長等に対し区政一般に関して質問することができるとともに、自らの政策提言についての認識を質す機会を有しています。

【解説】

- ① 事前通告制、②質問時間ルール（1人概ね30分）、③再質問ルール、④一括質問・一括答弁、⑤議員主導で行うものであることを説明する。

（代表質問）

第20条 議会は、区政の重要事項に関する論点及び争点を明らかにするため、次に掲げる事項について、当該定例会の本会議において、区長等に対し代表質問を行う機会を設けます。

- 一 区長改選直後の所信表明
- 二 各年度当初予算提出に伴う施政方針

【解説】

効率的な議会運営のために、所定の事項については代表質問制を採用していること、4名以上で構成される会派（交渉会派）の代表者が質問できることを記載する。

（常任委員会）

第21条 議会は、本会議の議決により付議された事項を詳細に審査及び調査するため、次の常任委員会を設置します。

- 一 総務財政委員会
 - 二 区民生活委員会
 - 三 保健福祉委員会
 - 四 都市環境委員会
 - 五 文教委員会
- 2 各委員会の所管事項、委員定数、委員の任期その他委員会に関し必要な基本事項は、別に定めます。

【解説】

委員会中心主義をとっていること、委員会ではより詳細な審議を行っていることを記載する。

(議会運営委員会)

第 22 条 議会は、議会運営の円滑化を図るとともに、議会の運営に関する事項について調査及び審査を行うため、議会運営委員会を設置します。

2 委員定数、委員の任期その他議会運営委員会に関し必要な基本事項は、別に定めます。

【解説】

- ・ 地方自治法第 109 条第 3 項の規定（議会運営委員会の所管事項）について記載する。
- ・ 理事会について記載する。

(特別委員会)

第 23 条 議会は、審査及び調査の充実を図るため、必要に応じて特別委員会を設置します。

2 次の事項については、その重要性に鑑み、議員全員で構成する特別委員会を設置するものとします。

- 一 予算の審査 予算特別委員会
- 二 決算の審査 決算特別委員会
- 三 その他本会議の議決により必要と認める事項

【解説】

現在設置している委員会名、過去に設置した議員全員が委員の委員会名を記載する。